

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(審査基準)</p> <p>第15条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第33条第4項第1号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>他の電気通信事業者との間で施行規則第23条の4第2項第10号の4に規定する合意に係るものを定める場合</u>又は<u>特段の事情が認められる場合</u>を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別才 [略]</p> <p>〔(2)・(3) 略〕</p>	<p>(審査基準)</p> <p>第15条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第33条第4項第1号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、<u>特段の事情が認められる場合</u>を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</p> <p>ア～ウ [同左]</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別才 [同左]</p> <p>〔(2)・(3) 同左〕</p>

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。